

答 申 第 8 5 号
(諮 問 第 8 9 号)

令和 2 年 (2020 年) 1 月 24 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 31 年 (2019 年) 6 月 25 日付け鎌総第 949 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）9 月 26 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 30 年度 湘南地区整備連絡協議会総会 第 1 号議案 ・都市計画決定（変更）手続に向けた関係機関との調整を実施した。 ・藤沢市・鎌倉市で実施する『村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務』に対して協議会として 6 回の会議に協力した。上記が検証できる文書一式」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）10 月 10 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）9 月 26 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 30 年度 湘南地区整備連絡協議会総会 第 1 号議案 ・都市計画決定（変更）手続に向けた関係機関との調整を実施した。 ・藤沢市・鎌倉市で実施する『村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務』に対して協議会として 6 回の会議に協力した。上記が検証できる文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）10 月 10 日付け鎌倉市指令深地第 30 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）12 月 25 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）12 月 25 日付けで提出した審査請求書、平成 31 年（2019 年）2 月 19 日付けで提出した反論書、同年 4 月 8 日付けで提出した再反論書、令和元年（2019 年）6 月 3 日付けで提出した再々反論書及び同年 8 月 14 日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成 30 年度湘南地区整備連絡協議会総会の資料（以下「協議会総会資料」という。）に第 1 号議案として「議案都市計画決定（変更）手続きに向けた関係機関との調整を実施した」との記載があるが、当該調整を実施したことを検証できる文書が公開されていない。

イ 湘南地区整備連絡協議会（以下「協議会」という。）の名称が書かれた文書が公開されていない。

ウ 公開された文書には議事録を作成するとの記載があるにもかかわらず議事要旨及び議事概要（以下「議事要旨等」という。）しか公開されておらず、不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

- (1) 平成 31 年（2019 年）2 月 7 日付けで提出した弁明書、同年 3 月 28 日付けで提出した再弁明書、令和元年（2019 年）5 月 27 日付けで提出した再々弁明書及び同年 9 月 30 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。協議会総会資料に「都市計画決定（変更）手続きに向けた関係機関との調整を実施した」との記載があるが、これは平成 29 年度に鎌倉市にて行った交通管理者協議に臨むに当たり、協議会として実施機関に助言・調整を行ったものであり、該当する文書は存在しない。
- (2) 公開した行政文書に協議会の名称の記載はないが、協議会として協力した会議の概要をまとめたものであり、請求対象文書である。
- (3) 協議会においては、議事録を議事要旨等として作成しており、それを公開したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求は、平成30年度湘南地区整備連絡協議会総会における第1号議案で特定された、都市計画決定（変更）手続に向けた関係機関との調整を実施したこと、及び藤沢市・鎌倉市で実施する「村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務」に対して協議会として6回の会議に協力したことが検証できる文書の公開を求めるものである。

実施機関は、合計6回の広域的なまちづくりに関する打合せ（以下「まちづくり打合せ」という。）について作成された議事要旨等を請求対象文書として特定し、個人名が記載された部分が条例第6条第1号に該当するとして一部非公開とする本件処分を行った。

そこで、以下、実施機関による本件請求対象文書の特定について検討する。なお、条例第6条第1号に該当するとされた部分については当事者間に争いが無い。

当審査会が、本件処分により公開した議事要旨等の作成状況について、協議会総会資料の作成に関わった職員に確認したところ、公開された合計6回のまちづくり打合せに関して作成した議事要旨等には、協議会との記載はないものの、協議会の構成員が協議会の代表として参加した会議であるとの説明があった。

また、実施機関によれば、まちづくり打合せの議事要旨等を議事録として作成し、各参加機関で共有していることから、議事要旨等の他に審査請求人が存在を主張するような議事録は作成しておらず、他に公開すべき行政文書は存在しないとのことであった。

なお、条例第21条第4項に規定する調査権限に基づき、当審査会が協議会総会資料の作成に関わった職員に確認したところ、協議会総会資料に記載されている関係機関との調整とは、鎌倉市が神奈川県警と交通管理者協議を実施するに際し、協議会として実施機関に対して助言を行ったものであり、当該助言は口頭で伝えられたものであって、文書の収受を伴うものではなかったとのことであった。

本件処分については、上記職員の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関

の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H30 / 9 / 26	行政文書公開請求書が提出される
10 / 10	行政文書一部公開決定通知書送付
12 / 25	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
H31 / 2 / 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
2 / 19	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 28	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
4 / 8	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
R 1 / 5 / 27	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
6 / 3	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
6 / 25	審査会に諮問
9 / 30	第111回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
10 / 21	第112回審査会で審議
12 / 16	第114回審査会で審議
R 2 / 1 / 24	答申（答申第85号）